

令和7年第3回

北本市議会改革特別委員会会議録

令和7年 8月19日 開 会

北本市議会

議会改革特別委員会

1. 開会年月日 令和7年8月19日(火) 午後 1時30分
2. 出席委員 中村洋子 副委員長 桜井卓 委員
小久保博雅 委員 湯沢美恵 委員
島野和夫 委員 高橋誠 委員
永井司 委員 滝瀬光一 委員
大嶋達巳 委員 保角美代 議長
3. 欠席委員 (1名)
工藤日出夫 委員長
4. 説明のため出席したもの(0名)

事務局職員出席者

関口智明	局長	佐藤慎也	参事
金子瑠美	主査兼GL	小林範之	主査

開会 午後 1時30分

○中村洋子副委員長 ただいまから第3回議会改革特別委員会を開会いたします。

本日、工藤委員長より欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、本日の委員会の傍聴については、これを許可しますので御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時30分

○中村洋子副委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりです。

日程第1、議員間討議についてを議題といたします。

まず、議会運営委員会で行った八王子市への視察のうち、委員間討議について、事務局から説明をお願いいたします。

関口局長。

○関口智明局長 それでは、過日議会運営委員会で視察に行きました八王子市における委員間討議についての説明をさせていただきます。

委員間討議について資料添付しておりますので、そちらを御覧になってください。

八王子市は、平成26年4月の八王子市議会基本条例施行に伴い、条例の理念を実現するための協議を議会運営委員会で行い、分かりやす

い議会運営等に関する事項の一つとして、委員間討議のルールを検討等を行ったということです。

まず、八王子市の議会基本条例につきましては、平成25年9月に議決したようではありますが、第11条第2項で「委員会は、論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる」という規定を設けています。

平成25年9月に、議会基本条例の運用ルールの検討を議会運営委員会で行うことを決定しております。平成25年10月から議会運営委員会において、議会基本条例の運用ルールの検討、委員間討議、その他一般質問等の方式も併せて検討いたしております。

平成26年2月に、議会運営委員会で行った運用ルール案で試行実施をすることを決定、平成27年8月から正式な運用ルールとすることを決定。

北本市の場合ですと、条例の23条で議員間相互の討議という定めがあり、八王子市とは若干書き方が異なりますけれども、北本市でも定めております。

続きまして、2、委員間討議の運用ルールについてです。八王子市議会基本条例の、先ほど話した11条2項は委員間討議の機会を設けることができるという規定です。対象としては、審査事項のある常任委員会において、議案、請願を審査する場合のみ実施する。市執行部からの報告事項については、委員間討議は不可とする。

実施の許可、申出を尊重し、委員会に諮り実施の可否を決定する。

実施のタイミング、質疑の間で実施する。流れとしましては、提案説明、質疑、委員間討議、その後質疑、意見（討論）、採決、八王子市の場合はこのような流れで行っているということでした。

発言の制限につきましては、委員1人が示した1議題につき10分以内、これはなかなか厳しい、短いかなと思いますが、10分以内で運用しているということです。発言の回数制限は行わない。複数のほかの議員が当該事案について討議に参加したとしても、討論時間は10分となる。ほかの議員がやってもその議題については10分で終わるといふ、なかなか厳しい時間設定かなと思われまふ。

その他としまして、ア、指名された委員は必ずしも答弁しなくてもよい。イ、委員間討議後、再度市側に質疑することもできる。この辺りは特出したルールになっているのかなと思ふ。

3番で、委員間討議の事例についてです。委員間討議が行われた事例としましては、議案の審議としまして、平成26年2月定例会で、都市環境委員会、八王子市八王子駅周辺整備基金条例設定について。平成27年4月定例会で、総務企画委員会で、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について。あと、請願審査としまして、令和4年3月定例会から4月定例会、都市環境委員会において、由井事務所開設当時に八王子

市が地元住民に約束した水路の改修工事及び近隣未舗装市道の舗装・雨水排水施設等の工事の早期実施を求める請願、令和5年4月定例会で、文教経済委員会で、学校給食の無償化を求める請願。あとは、もう一つとしまして、委員間討議の申出があったが行われなかった事例としまして、令和4年1月定例会の厚生委員会、国民健康保険税の負担軽減を求める請願。

実績としてはかなり少ない数で、こういつたことで行っているということでした。

北本市の場合は、今回諮問事項は議員間討議ということですので、今回八王子市は委員間討議ということですので、この辺も含めて参考になればということでお話を聞いてきた次第です。

○中村洋子副委員長 事務局の説明のとおりとなります。

はじめに、八王子市の視察に参加された委員からの御意見を伺いたいと思ふますが、桜井委員、小久保委員、湯沢委員、高橋委員が参加されているかと思ふますが、どうでしょうか。気づいたところで御意見ありますか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 八王子市議会の行政視察に関しては、この委員間討議だけではなくて所管事務調査ですとかタブレットの導入についてもお話を伺ってきた中の一つとして、これについても聞いてきたんですけども、これに関してはここに書いてあるとおりの内容の説明を受けまして、感想としては、先ほど局長からもありまし

たけれども、この発言の制限として1議題について10分以内、これ多分1つの議案について10分という理解だと思うので、様々な委員の発言があって、それに対してまた応答があってという中での10分というのは大分短いなど。説明としては、いたずらに討議が長引かないようにというコメントがあったと思うんですけれども、その部分はちょっとどうなんだろうという疑問がありました。

タイミングとしては質疑の間ということで、また委員間討議を踏まえた後、また執行部に対して質疑もすることができるというタイミングについては、我々も想定しているものですが、当然そうであってしかるべきだよという印象を持ちました。

あとは、局長からもありましたけれども、毎議会のようにこの討議が行われているわけではなくて、これまで本当に重要と思われるようなところでピンポイントでやられているだけで、日常化しているわけではないんだなというところも、少し印象として受けました。それなので、参考にはなるんですけれども、このまま八王子市と同じようにやればといいというものではないだろうなど、北本市なりの独自のルールをしっかりと定めなければならないということを感じました。

○中村洋子副委員長 高橋委員。

○高橋 誠委員 この討議のところ、1議案10分以内といったところでありますけれども、そのほかの細かいルール等は設けておらず、ガイ

ドラインの設定等に行っていないとの八王子市の現状でございました。

○中村洋子副委員長 小久保委員、何かありますか。

○小久保博雅委員 今、高橋委員が言われたように、いわゆる相手を誹謗中傷するような発言はしてはならないとか、そういう運用上のルールというのはあるんですかということ伺ったんですけれども、さっき言われたようにそういう細かいルールは定めていない。いわゆる各議員の一般的な常識でもって判断していただいているという発言でした。

○中村洋子副委員長 湯沢委員。

○湯沢美恵委員 基本的に委員の皆さんに申出をして、委員間討議をしたいという旨を発言して、その際の実施についてその場で可否を取って実施するかしないかという流れについては、こちらでも導入するに当たっては、そういうルールをつくったほうがいいのではないかなというのは感じたところではあります。

○中村洋子副委員長 ありがとうございます。

参加した委員からのお話がありましたけれども、視察に参加されていない委員からも、事務局と参加委員からの説明を聞いて、こういうところはどうかというところがあつたら御意見伺いたいのですが、どうでしょうか。

私からいいでしょうか。すみません。

委員長の裁量でこれを委員間討議をしようとか決めるという状況の、何ていうかこれはしたほうがいいのかという重要性とかっていうもの

は、委員長に任されているという形だったんでしょうか。

関口局長。

○**関口智明局長** 明確なその辺の説明について聞き損じているところもあるかもしれませんが、説明によるとあくまでも委員長が決めるということですので、そういった形になるのかなと思いますが、おそらくその前にある程度合意形成は、内々ではできているのではないかなとは思っております。

○**中村洋子副委員長** 滝瀬委員。

○**滝瀬光一委員** それは委員長が判断するのではなく、委員会に諮って委員会の中でやるやらないの可否を決定するというふうに思いますが。

○**中村洋子副委員長** 関口局長。

○**関口智明委員** すみません、説明資料の3ページですね。実施の許可について、申出を尊重し、委員会に諮り実施の可否を決定するという説明です。失礼しました。

○**中村洋子副委員長** 分かりました。

ほかにありませんか。

島野委員。

○**島野和夫委員** この1議題につき10分以内ということで、これ私もちょっと短いのかなという感じがしますが、これまで八王子市でやってきて、10分以内で短いという意見は出ているのか、またそれを延ばすという考えが今後あるのかどうか、この辺について分かりましたら教えていただきたいと思います。

また、一番最後の委員間討議の申出について、

この申出というのは事前に委員長に申し出なければいけないのか、この辺についてはいかがなのか、これについてをお聞きします。

○**中村洋子副委員長** 10分間で短いという意見があったかないかというところはどうだったのでしょうか。

関口局長。

○**関口智明局長** 私の記憶の範囲になってしまうんですけども、説明の中ではそういったことについての意見は聞いておりません。

委員間討議の申出については、具体的な出し方までは説明なかったと思いますので、そういった委員会でそのまま挙手により発言しているというふうに行っているのかなという感じで受け取っておりました。具体的な手順までは説明がありませんでした。

○**中村洋子副委員長** ほかにありますか。

大嶋委員。

○**大嶋達巳委員** 頂いた資料の3ページのところに、八王子市のいろいろな具体的なのありますけれども、まずこの八王子市の場合ですと第11条第2項ということで、委員会は、論点・争点を明確にするということになっていきますけれども、北本市の議員間相互の討議というのは、第23条の中にありますけれども、第2項、第3項いずれにも共通しているのは合意形成を図るということで、いずれにしてもこの八王子市を参考にするのは構わないんですけれども、北本市としては合意形成をするということ、これが条例の中に書かれているわけですから、合意形成

をするためにどうするのかというのが一つ大事なのではないかと思います。

八王子市の場合は、審査事項ということになりますけれども、北本の場合は第23条2項では議案の審議及び審査ですから、これ通常本会議、委員会で出てくる議案についてやるというのが1つと、第3項では、市政に関する政策等及び課題に対してのということ、これ恐らく委員会の所管事務調査、今でやっているところのテーマ活動みたいなどころでの合意形成を図るところで議員間討議をするということになりますので、議案のこととその他の課題のことで2つのことが対象になり得るのかなというふうに思います。

それから、実施のタイミングとかでこの流れですけれども、今の北本の場合は、質疑、討論、採決という流れになっていますから、その中に組み込むのか、あるいはまた別な形にするのか、いろいろあると思いますけれども。そこで一つ明確にしておいたほうがいいなと思うことが、既に討論というのがあります、それと討議、この違いは何なのか、これは一つ明確にしておいたほうがいいのかなと思います。

それから、発言の時間10分が多い、少ないとありましたけれども、まず北本市の議会基本条例では、そもそも前文の中で「自由かつ充実した討議」とあります。第5条3号及び第23条第1項に「自由かつつな討議」とあります。

自由闊達な討議というのは、自由闊達というのは何事にも束縛されず伸び伸びと自分の思う

ままに行動すること、制限をかけることなしにやるということですから、これは議論が出尽くすまで、合意形成できるまで、そういう意味では時間無制限、時間を制限することは僕は必要ないことだと思いますので、そういう意味でやるべきではないのかなということがありますので、いずれにしてもこの八王子市を参考にしながら、北本独自のものをつくればいいのではないかなと思います。

○中村洋子副委員長 ほかに御意見ありましたら。

参加していなかった方の意見です。

永井委員、ありますか。

○永井 司委員 ちなみにこれは、八王子市議会の場合は議員間ではなくて委員間、委員会に定めた理由というのは何だったんですか。

○中村洋子副委員長 関口局長。

○関口智明局長 おそらく、もともと作ったときに、議員間討議ではなく委員間討議を想定して条例を作ったみたいで、条例上の定めが委員間討議となっておるようです。初めから議員間で討議することを想定していない作りで始めたと思われる。

○中村洋子副委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 ただいまの件ですが、議員間討議は本会議場で実施するにはハードルが高いという側面があります。そのため、多くの議会では、各常任委員会で委員間討議という形で実施しているのが実情です。八王子市についても、委員間討議として運用されているものと推察いたします。

○中村洋子副委員長 分かりました。

永井委員。

○永井 司委員 実際、北本市議会で考えたら、20人で討議というのはなかなか難しいというのは想定できますし、八王子市の場合も同じようなことだろうなと思って、今御答弁いただいて確かにそうだろうなと思ったんですけれども。

実際、北本市議会でも進めていく中で、議員間討議ってやはりいろいろ合意形成も含めてなかなかハードル高いことなのではないかと思われました。

○中村洋子副委員長 ありがとうございます。

滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 さきほど大嶋委員から、基本条例においては合意形成のために議員間討議ということで規定されているということでありましたけれども、過日、特別委員会の委員に事務局から送っていただいた、議会運営委員会で視察した奥州市議会、こちらについては、議員間討議についてマニュアルみたいなのを議会運営委員会で配らせていただきましたけれども、奥州市議会は合意形成に向けて討議を位置づけております。だから、そういう意味だと八王子市はその辺はどうなのかなというのがありますけれども。

○中村洋子副委員長 ありがとうございます。

ほかになれば、どうでしょうか。

島野委員。

○島野和夫委員 この議員間討議について、これはちょっと基本的なことを確認ですけれども、

ちゃんと会議録に載せているのか。よくこれまで北本市の常任委員会では、委員間討議ではないんですけれども休憩をして委員の意見を聞いたり、そういったことは多々あったと思うんですね。そのとき休憩をしてそういった意見を調整しまして、それは当然、休憩ですので会議録に載らない部分ですけれども、この八王子市の市議会の委員間討議についてはちゃんと会議録に載せているのか、それについて教えてください。

○中村洋子副委員長 分かりますか。

関口局長。

○関口智明局長 あくまでも委員会の一環、北本市の場合は試作的にたしか休憩でやったということですが、八王子市の場合は委員会の中で行っているということです。

○中村洋子副委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかありますか。

これからこの問題について、議員間討議についてまたまとめて整理をして、特別委員会の中でつくっていく、何をしなくちゃならないかというのをルールづくりとかまだあるかと思えますけれども、今回八王子市の視察に行ったところでの報告ということで、意見いただきました。この状況でよろしいでしょうか。

どうぞ、桜井委員。

○桜井 卓委員 すみません、参加した議員については報告しか求められていなかったのも、ちょっと私なりにこれについてどう考えるかとい

うことで言うと、八王子市のルールに関して、やっぱり時間制限を設けていること、いたずらに長引かせないようにということだったんですけれども、私、大嶋委員が先ほどおっしゃったような感じで、せっかく充実した議論をしようとしている中で、時間を区切ってしまうというのはいかがなものかなと。

せっかく委員長がいて、あるいは議長がいて議事進行しているわけですから、その中でいたずらに長引かせようとしているということであれば、切ることもできるわけで、あえて時間制限を設ける必要はないのではないかという気がしました。

それからもう一つ、滝瀬委員からもありましたように、今回資料として事前に奥州市議会における議員間討議のマニュアル的なものが配付されました。これを見ると合意形成のプロセスとして非常に丁寧にガイドラインが定められていると感じます。特に、まずは対話という形で批判をしない形で全ての議員に意見を求める。それを踏まえてその次討論という形で、お互いが出した意見、最初に出した意見についていろいろ意見交換をしていって、論点を明らかにしていって、最終的にどうしようかということを決めていくところの流れまできちんと定められていて、非常に合意形成の在り方としては望ましい形なのかなと思います。

奥州市のガイドラインは非常に有益であると感じておりますので、そちらを参考にしながらガイドラインを策定した方が、より良いものに

なるのではないかと考えております。

○中村洋子副委員長 ほか、御意見ありますか。
湯沢委員。

○湯沢美恵委員 八王子市議会では、この委員間討議だけではなく、ほかのことについても研修してきたので、ここのことについて物すごく深掘りできたという感じはあまりしないんですが、まず、先ほどほかの委員もおっしゃったように、10分以内という時間を区切るということについては、その時間内で収まるとは限らないのになぜなのだろうなというところ、説明はされましただけども、そこ辺りについては、うちで導入するに当たっては、時間制限についてはちょっと考える必要があるのではないかというのは、感じたところの一つではあります。

それと、八王子市は運用ルールが、変な言い方ですがかなり緩いのかなというところもあるので、かといって奥州市議会は物すごく細かくルール決めしているの、それを全部使えばいいというわけでもないの、その間ぐらいを取ったところでルール決めをしていくということも必要なのかなというのは、感想として持ったところではあります。

○中村洋子副委員長 ほか、ありますか。よろしいですか。

保角議長、どうぞ。

○保角美代議長 私も八王子市の視察に一緒に行かせていただきましたし、あと奥州市のときにも一昨年かな、お話を聞きました。八王子はそんなに事例も少ないですし、ここに至ったプロ

セスまではなかなか聞き及べなかったんですけども、今回は6月議会のときに、うちの基本条例にある議員間討議をやっ払いこうではないかみたいなの、機運が高まるという、変な言い方ですけども、したほうがいいのではないかと、議連長今日欠席ですけども意見もあって、おそらく選択したのが八王子市だったのかな、すぐにも行けるしということで行かせていただいて。

この委員会が10人ということで、なかなか皆さん顔合わせるって日程的にも難しい中で、ちょっと時間を大切に使いながら、ガイドラインに関しては、私のたしか諮問事項はガイドラインについてということなので、ガイドラインの、どちらも参考にしながらたたき台をまず委員長、副委員長で作成、事務局交えて作っていただいて、そこに対してどうかという議論をしていかないと、これいつまでたっても終わらないかなという感じがします。せっかくいい事例も、ちょっと参考にならないかなみたいなのところもあるので、多分北本市は、委員会の中で休憩中ですけどもいい、それこそ討議はしてきたかなというふうには思っているの、そんな経験値を生かしながら、まずはガイドラインの案文を作っていただくというのをお願いしたいと思います。

○中村洋子副委員長 ありがとうございます。

実際にどういう流れをつくるかというのは、私たちがやらなければならないということなので、そちらは委員長、副委員長、あとは事務局

に任せていただいてよろしいでしょうか。もう少したたき台を作って、それをまた手直しをしたりということで完成していきたいということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中村洋子副委員長 では、今日のところはそういうことで、ほかに委員の皆さんから何かありましたら、そのほかでありましたらお願いします。

広報広聴委員会委員長からよろしいでしょうか。

先ほど、委員長、副委員長と、あと前回の報告をまとめていただいた桜井委員と打合せをしたんですけども、特別委員会で広報広聴のことを進めていくというのはあるんですが、少し広報広聴委員会で議会報告会の在り方について委員会でまとめたものを、特別委員会に提出するという、それをもんでいただくということ、それがいかかという提案なんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中村洋子副委員長 では、そのように進めたいと思います。

それは特別委員会で話さないということではなく、そのたたき台と作るという形でやりたいと思います。

ほかに。大嶋委員。

○大嶋達巳委員 議員間討議で合意形成を図っていくわけですけども、恐らく自由闊達な意見交換ということになれば、いろんな意見が当然

出るんだと思います。それで、一番ポイントとなるのはそれをいかにまとめるのかというところが必要になります。まとめ役であったり、進行役であったり、調整役と言われる者、一般的な言葉ではファシリテーターという言葉が使われるんですけども。ただ単純に進行するだけではなくて、それをまとめるためのある意味の技術が必要なものだと思います。

これは、恐らく想定されるのが委員会ですから、通常委員長がこれ仕切りますけれども、それは逆に参加している委員もそのファシリテーターの要素を知っていれば、まとめるのにうまく寄与すると思いますので、そういう意味においては、これは全議員がファシリテーターの研修を受けるような、そういう方向性をちょっと考えていただけないかなど。それによって議員のレベルが上がることによって、合意形成のレベルも上がると、うまくまとめられるようになるのではないかと感じますので、可能であればその研修が受けられるような何か段取り等をしていただければなと思います。

○中村洋子副委員長 大嶋委員の提案について、ファシリテーターの検討をするということで、委員長、副委員長がそこは検討するということですね。分かりました。

今回の議員間討議の内容については、後日報告を委員長にしたいと思います。

では、本日の日程を全て終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、第3回議会改革特別委員会を閉会

いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時01分